

事業承継特別保証^{制度}

事業承継時に経営者保証でお困りの皆さまへ



事業承継特別保証 **4**つのポイント

ポイント ①

事業承継時に利用可能

事業承継後にも利用できるケースがあります。

ポイント ②

経営者保証不要

ポイント ③

経営者保証コーディネーター

(※裏面参照) による確認を受けた場合には

信用保証料率を大幅に軽減

ポイント ④

経営者保証ありの既存借入金

(プロパー含む)を借換えることも可能

詳しくは当協会までお問い合わせください。

事業承継特別保証制度の概要

申込人 資格要件	次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率※が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと		
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)		
対象資金	事業資金 既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借り換えも可能 [事業承継を実施した法人については事業承継前の借入金に係る借換資金に限る]		
保証期間	①一括返済の場合1年以内 ②分割返済の場合10年以内 (据置期間は1年以内)	信用保証料率	①通常 0.45%～1.90% ②経営者保証コーディネーター※の 確認を受けた場合 0.20%～1.15%
保証人	不要	融資利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求	申込方法	金融機関経由 (与信取引のある金融機関に限る)
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 ・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 (既往借入金を借り換える場合) ・借換債務等確認書 (既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合) ・他行借換依頼書兼確認書 (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合) ・事業承継時判断材料チェックシート		

※EBITDA有利子負債倍率

=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

※経営者保証コーディネーター

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家です。(令和2年4月から運用開始)

(参考: 国の経営者保証解除に向けた取り組みについて)

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>)

◆審査の結果ご希望に添いかねる場合があります。

◆詳しくは当協会までお問い合わせください。



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

経営支援部 事業承継サポートチーム ☎099-223-0274 FAX 099-222-1093

